第**1227号** 



1994年1月17日創刊 毎週発行 葵総合経営センターだより週刊版

H30. 7/23 (月)

## 『消費税軽減税率へ準備・支援 政府広報オンラインにて詳解』

来年10月から実施される消費税の軽減制度については、政府広報オンラインの「特集」で詳しく紹介されている。

【対象品目はどのようなもの?】飲食料品全体の中で何が該当するかを図示したうえで、外食、出張料理について事例を挙げて分類。牛丼のテイクアウトは軽減税率の対象となるが、店内飲食は標準税率が適用される。一体商品は、販売価額が税抜1万円以下で、食品の価額が占める割合が3分の2以上のものは軽減税率の対象となる。

【事業者にはどのような影響があるの?】商品管理、及び申告・納税の面で必要となる対応について詳細に解説。区分記載請求書等保存方式と適格請求書等保存方式の内容や計算方法、施行スケジュールを明示しているほか、食品しか販売しない事業者も包装材の仕入れには標準税率が適用されることなどにも注意を促している。

【どんなサポートがあるの?】中小企業庁では複数税率対応レジの導入や受発注システムの改修を行う中小の小売事業者等に3分の2の補助を行うほか、各地で相談窓口の設置や講習会の実施を予定している。

また、各国税局が開催する説明会の日程も掲載。制度の導入に伴う安定的な恒久財源の確保、制度の円滑な実施・運用のための検証・取組についても触れている。



## 『プロパー融資のみの割合が増加 信用保証調査―日本公庫』

日本政策金融公庫が金融機関を対象に実施した信用保証に関するアンケート調査結果で、「プロパー融資のみ企業」の割合が増加したのに対して「プロパー融資と信用保証付き融資を両方利用している企業」の割合が減少した。「信用保証付き融資のみの企業」はおおむね3割で横ばい推移。4月に実施された信用補完制度の見直しを受け、定例の信用保証調査に併せ特別調査として行い、金融機関の18年度の信用保証の取り組み方針やその影響等について聞いた。

プロパー融資と信用保証付き融資の利用状況について業態別にみると、第二地銀を除き「プロパー 融資のみ企業」の割合が増加傾向にあり、地方銀行では約5割と高い。信用保証への取り組み方針は、 「小規模事業者向けの保証制度」「創業に関する保証制度」「事業承継に関する保証制度」「プロパー融



資との適切な組み合わせの推進」でおおむね7割から8割が「やや重視している」「重視している」と回答。一方、「円滑な撤退支援に関する保証制度」は「どちらともいえない」の回答が6割近くを占め、「やや重視している」「重視している」の割合は3割程度だった。金融機関が中小企業の経営支援で信用保証協会に期待している役割は「事業計画や経営改善計画の作成支援、進捗状況の検証」が最も多かった。

出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL: (052) 331-1768 FAX: (052) 332-5282

全国セングー

[Homepage] http://www.aoi-cms.com/ [e-mail] aoi@aoi-cms.com